

第二期平和研究

Peace Studies II

主任研究員名：山田 全紀

分担研究員名：岩本 勲、河村 厚、佐藤 潤一、瀬島 順一郎、谷田 信一、
平塚 彰、福田 和悟、マンフレッド・リングホーファー、
森分 孝治

平和教育を前面に掲げた16年度からの第二期平和研究は、一部組織の入れ替えを強いられながら、平成20年の完成年度に向けて、通算20年に近い伝統的共同研究を続けている。この「長期的研究組織」がいつまで維持されるかは、われわれの努力と産業研究所の支援にかかっている。

19年度の研究員の異動としては、瀬島順一郎研究員（教養部教授・心理学）の復帰、および河村厚研究員（人間環境学部准教授・社会学）の新規参加があった。瀬島研究員は、平和研創設当時のメンバーであり、学長職にあった最近4年間の中断の後、われわれの要請を受けて復帰した。その専門領域は、平和教育の共同研究には不可欠の一翼を担っている。河村研究員は、退職した河井徳治研究員の後任として迎えられた、奇しくも同じくスピノザを専門領域とする研究者であり、早速に定例研究会での発表も行うなど、若手研究員として、前年度より参加の佐藤潤一研究員（教養部准教授・憲法学）とともに、今後の研究組織を担う期待を集めている。それぞれの研究の詳細は、個人報告に譲るとして、研究組織の面から言えば、そのたて直しを迫られている現状にあって、19年度は、このかぎりでは、前年18年度（5名減、2名増）よりも組織力を回復できたといえる。しかし、19年度かぎりでの退職予定の研究員も含まれるので、今後はさらに若い研究員への参加要請に務める必要がある。

第二期平和研究は、このような状況下にあつて、定例研究会のほか、主な行事としては、ドイツよりM・タールハマー氏（Manfred Thalhammer 元ヴェルツブルク大学教授・特別支援教育学）を迎え、コロキウムを開くことができた。氏は、短期外国人研究者（山田全紀受け入れ）として11月5日－15日まで滞在し、われわれの研究集会は、11月12日（月）に行われた。テーマは「ドイツにおける障害概念」（Über den Begriff der Behinderung in Deutschland）であり、日本語ではすべて「障害」訳される言葉、例えば、表題にあるBehinderungとStörungの差異、これに応じて geistigbehindert と geistesgestört の差異など、興味深い話題が提供された。behindern も störenも動詞としては「妨げる」「邪魔をする」などと訳されるが、そこで Behinderung を「妨げ」と訳せば、普通に「障害者」と託されるBehinderte は、「妨げられている人々」の意味となり、間違えても、「障害者」が「妨げる人」と解されてはならない。すなわち、この「妨げ」については、それがどこにあって、それが除去できる「障害」であるか、そうでないかが問題になる。言い換えれば、障害は本人が背負っているのか、それとも社会が与えているのか、が問われる。いずれにせよ、しかし、障害には軽重が問われ、

等級がつけられるのであって、辞書においては共に「精神障害」と訳されるgeistigbehindertと geistesgestört は使い分けられる。Störung は、一時的な「妨げ」、すなわち、治癒可能な「障害」を指示する。しかし、治癒可能か否かが問われているところでは、すでに障害の所在が「本人」に限定されているのであって、ここには、「障害」を医学的に見るか、それとも教育学的に見るかの違いも、合わせて考慮されて考えられなければならない。このような発表の後、場所を変えて行われた懇親会では、ドイツ語、英語、日本語が飛び交った。

なお、当日は、10月の定例研究会の発表・平塚彰研究員「環境システムー社会・経済・技術ー」について、同名の自著紹介が行われ、今年のコロキウムは、二本立ての議論で大いに盛り上がりを見せた。これの詳細についても、個人報告に譲りたい。

個人と平和

山田 全紀（教養部）

平成18年3月に科研費補助金を受けていた共同研究「人間学的特殊教育学の哲学のおよび倫理学的基礎付けの試み」（研究代表・山田全紀）が、3年間にわたる研究を終え、研究成果報告書を刊行した。これを携えて、海外共同研究協力者であるM・タールハマー氏（M. Thalhammer 元ヴェルツブルク大学教授、特殊教育学）を訪問したのは、同年9月のことであった。その折には、氏のほかにもお世話になった方々に報告書を差し上げることができ、どうにか肩の荷を下ろした思いがした。そしてそれと共に、今後もわれわれの共同研究の今後の継続についても確かめることができた。氏は、私より10歳年長であり、すでに大学を退いているが、いまなおハイムガルテンの自宅において自由な研究生活を送っている。そこには、止むことの無い、そして何ものにも囚われない学問追究の真の姿勢を見る思いがする。実際、彼は私に、常に哲学的な問いを投げかけるが、世間のうちにありながら、かえってそれに囚われない判断ができるころに、「学」は成り立つのであろう。

私がドイツを訪問した後、11月には、代表報告で触れたように、今度は彼が大阪産業大学を訪問する機会が得られた。その折に「平和学」の研究集会がもたれたことはすでに述べたとおりであるが、その他に、私は「生涯学習論」の講義の時間に、彼に依頼して「ドイツの生涯学習事情」を話してもらった。私の平和研究のテーマは、当初より「生涯学習と平和」であったから、彼から具体的なドイツの事情を聞くことができたことは、学生にとってのみならず、誰よりも私にとって収穫であった。

生涯学習は、周知のごとく、ユネスコ生まれの考え方に基づくものであって、英語圏では、lifelong learning として、ドイツ語圏では、Lebenslang Lernen として行き渡っている。そしてドイツにおいては、州単位で、あるいは州を跨いだ特定の地域において生涯学習が展開されている。こういう事情は、ほぼ日本と変わらない。そしてまた、例えば、バイエルン州におけるその実践は、「職業教育」と結びついている。これも、日本では資格取得が生涯学習の主な一面を見せているのと同様の傾向として考えることができるかもしれない。しかし、興味深いことは、州政府が先頭に立って、生涯学習を先導するのは、彼の説明によると、失業対策よりも財政的に何倍も負担が少ないからである。失業手当には、莫大な財源が必要である。それに比べると、生涯学習対策につき込まれる費用は、はるかに少ない。要するに、住民の一人一人に自主的な学習を奨励することで、失業対策を解決しようとするところに、失業率が日本よりもはるかに高いドイツにおける「生涯学習事情」の一端が窺われるというわけである。こういう事情については、別に発表の機会を見つけないかと思っている。

国際関係

岩本 勲（教養部）

分担研究では、国際関係のうち、日米関係の研究に従事してきた。特に平成19年度は、原爆問題に焦点を当てた。今日でもなお、原爆投下が戦争終結を早めた正義の行為であったという考えが、アメリカのみならず、日本でも有力な見解だが、これについて検討した。

1. 原爆問題は、なお今日の問題である。現在でも25万人以上の被爆者健康手帳を所持し、健康被害に苦しんでいる。
2. 原爆投下が正当であったという、神話がいまだにアメリカ人の心を捉えている。トルーマンは、原爆がなければ50万以上の将兵が死亡すると言い、現在ではそれが100万人に膨らんでいる。
3. だが、アメリカの著名な歴史学者たちの研究によれば、当時、陸軍の計算では本土決戦の場合でも、死者は4万人と計算されていた。
4. 日本政府は、国体護持を金科玉条とし、原爆投下によって直ちに降伏を決意しなかったが、頼みにしていたソ連が対日戦争に参加したため、ポツダム宣言受諾不可避となった。
5. 原爆投下の本当の理由は、日本を打ち負かすと言うより、戦後の国際政治の覇権を握るためのデモンストレーションであり、人体実験であった。
6. アメリカは戦後も、マンハッタン計画の延長として、放射の人体実験を続けてきた。
7. ごく最近の新しい傾向として、アメリカの支配者内部にも、核兵器の廃棄と通常兵器の強化の意見が生じている。

この他、日本平和学会2007年度周期研究会報告として「済州島4.3事件」を纏めた（同上、大阪産業大学論集）。4.3事件は、日本の朝鮮支配やアメリカの戦後の朝鮮支配と密接に絡んだ問題であった。

現代の社会哲学の「グローバリゼーションの平和論および戦争論」

河村 厚（人間環境学部）

私の分担研究課題は、「現代の社会哲学のグローバリゼーションの平和論および戦争論」ということであった。そこで私は、現在最も注目され、世界中でアカデミズムの内外に広く大きな影響力を持つA. ネグリとM. ハートの二冊の共著『帝国』（2000年）と『マルチチュード——〈帝国〉時代の戦争と民主主義』（2004年）を中心的な研究対象として「平和研究」に取り組んだ。

私は、その中でも特に、A. ネグリとM. ハートの社会哲学における、グローバリズムと戦争の関係の問題を研究し、その成果を、共著『グローバル世界と倫理』（2008年3月刊行）の中の第4部「グローバル化した世界における価値対立」に発表した。この第4部は「帝国とナショナリズム」（第7章, pp. 90-102）、「平等あるいはフェミニズムの試練」（第8章, pp. 103-115）からなる。

私は、この第7章「帝国とナショナリズム」において、主に『マルチチュード』の内容をまとめながら、A. ネグリとM. ハートによるグローバリズム分析＝〈帝国〉論の概要を提示し、常態化する戦争を支配の道具としている〈帝国〉のグローバルシステムの不平等や不公正やその非民主的な性格に対抗して、グローバルな絶対的民主主義を創り出す政治的・経済的・文化的主体としての「マルチチュード」について論じた。その際、マルチチュードが行う「生政治的生産」や「非物質的労働」、そして彼ら・彼女らの「構成的権力」について詳しく分析し、A. ネグリとM. ハートが現代の偏狭なナショナリズムをいかにして越えようとしているかについて論じた。

続く第8章「平等あるいはフェミニズムの試練」（第8章, pp. 103-115）では、グローバル化した世界において平等とはいかなる意味を持つのかについて、フェミニズムの歴史をたどりながら論じた。その際、ナショナリズムやグローバリズムとフェミニズムの関係についても「平和研究」的観点から論じた。

最後に私は、A. ネグリとM. ハートの社会哲学に大きな影響を与えたG. ドゥルーズとF. ガタリの共著『アンチオディプス』（1972年）に対する社会哲学的・環境哲学的観点からの研究を開始する一方、レオ・シュトラウスの『スピノザの宗教批判』の第八章「宗教の社会的機能」の翻訳を現在行っている。

憲法と平和

佐藤 潤一（教養部）

今年度は、第一に、日本国憲法の体系中で平和をいかに位置づけるかを、国際人権保障と関連付けつつ研究を行った。従来イギリスとの対比に重点を置いて研究してきたが、特に自由権規約4条のderogation条項の意義を、定評ある自由権規約のコンメンタール (Sarah Joseph, Jenny Schltz & Melissa Castan (eds.), *International Covenant on Civil and Political Rights: Cases and Materials* (2nd ed.) , Oxford University Press, 2004) を基礎に、研究した。

「有事法制」の枠組みがほぼ完成した現在、同条項の適用が問題となる事例が日本で生じないとはいえない。この点を、類似した規定を持つヨーロッパ人権条約のいくつかの事例と対比すると、とくにテロ対策の名の下に恣意的な適用がなされかねないことがあきらかとなった。

この点、イギリスは、貴族院や控訴院において、若干の良心的判決がみられる。すなわち、1998年人権法によって与えられた従属立法(日本で言う行政立法ないし命令レベルの法規範)の人権法違反およびヨーロッパ人権条約違反を、ヨーロッパ人権条約の判例と、コモン・ローに関連付けながら判決を下す例があり、注目に値する(参照、江島晶子「国際人権条約を介した議会と裁判所の新たな関係—二〇〇五年テロリズム防止法とヨーロッパ人権条約」『法律論叢』Vol. 79, No. 4・5 (2007/3) pp. 69～108、及び同「テロリズムと人権—多層的人権保障メカニズムの必要性と可能性 (特集 テロのグローバル化と法規制の新展開) 明治大学法律研究所」社会科学研究所Vol. 59, No. 1 (2007) pp. 35～56、東京大学社会科学研究所)。

なお、研究内容の一部を用いて、2008年度前期の平和学Ⅰで講じた。

第二に、新矢麻紀子研究代表の科研費助成の萌芽研究とも関連する研究であるが、日本国内における、ガルトゥングのいわゆる構造的暴力を削減するという視点から、外国人の人権保障のために必要な立法を政策的にいかに推進するかを探求した。

とくに、近年学問分野として確立しつつある立法学の基礎的研究に取り組んだ。その成果の一部は、2008年度日本語教育学会春季大会のパネルセッション(定住「外国人」に対する言語政策・他の報告者は新矢麻紀子・本学教養部准教授、山田泉・法政大学教授、岩槻知也・京都女子大学准教授、窪誠・本学経済学部教授)において報告した(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/nkg/taikai/2008spring.pdf>参照)。

発達障がい学生への対応と教育

瀬島 順一郎（教養部）

教育界で小学校や中学校での学級崩壊という言葉がマスコミに取り上げられたのが1998年頃のことである。その10年後、当然のことであるが当時生徒であった彼らは大学生となる。2007年から大学全入時代に突入したことを考えればほとんどの大学生は小・中・高でこのような「学級崩壊」といわれる現象を経験していると思われる。当時は12クラスに1クラスは崩壊した学級といわれた。筆者が教育実習で高校を巡回指導に回ったときの観察では、10年前から今年にいたるまで、次のような現象が見られる。①クラスに数人とんでもなく賑やかでよくしゃべり先生のコントロールが聞かない生徒がいる。②無気力で授業中も机に顔を伏せて寝ていて、教師が起こしても起きない。寝不足で慢性疲労気味である。③先生に注意されても意に介さない、冗談のようにやりすごす。

④女子生徒は授業中に鏡を取り出し化粧を始めるが教師は何も注意しない。

これらの授業における現象は現在大学の教育現場で発生している問題と同じである。大学生はいま自分たちのことを「学生」とは言わず「生徒」という。このことが象徴的にあらわしているのは大学においても教師は「生徒」として大学生に接する必要があるということである。

ところが2007年に改正された学校教育法で新たに位置づけられた「特別支援教育」には従来の盲・聾・養護などの障がいに加え発達障がいが含まれることになった。発達障がいとはLD（学習障がい）AD/HD（注意欠陥多動性障がい）

高機能自閉症という症候群がにわかに注目されはじめた。上記に指摘したような教室での問題は単に家庭教育や学校教育を超えた問題であることも理解されるようになってきたのである。障がいの原因は特定されていないものの「なんらかの中枢神経の機能障がい」があると考えられているのである。とすれば、教育上、あるいは教室でのさまざまな問題にはこれらの障がい生徒や学生が含まれている可能性があるであろう。2003年の全国実態調査によると知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合は6.3%である。しかしこれらの数字は厳密に専門家チームや医師によって診断されたものではない。

では大阪産業大学に在学している学生の内訳をざっと考えてみると、次の3つの分類が可能である。今200名の授業があるとすると、健常の学生、厳密ではないが何らかの発達障がいがあるかもしれないと教師が考える学生、そして専門的に診断されると何らかの発達障がいをもった学生が混在していることになる。仮に6.3%が学習面・行動面で著しい困難があると思われる学生数は200名教室で約13名程度いる可能性がある。さらに現在本学で把握している発達障がいと診断もしくは疑いがある学生は少なく見積もって20名存在する。この数字は一学年にほぼ1名である。すべて把握した段階で何名になるかは現在不明である。今後はこれらの詳しい調査を行っていく。

倫理学および教育学的見地からの平和論

谷田 信一（教養部）

現代倫理学では、一方では「生命倫理」において終末期医療や生殖補助医療をめぐる一人一人の生命と人格の価値が強調されているが、他方では「環境倫理」においては種としての人類の地球に対する責任が問題とされる。また、「戦争と平和の倫理」においては、戦争やテロといった大量破壊の状況での倫理が問題にされる。しかし、それらのそれぞれの倫理相互を統合的に貫くような視点を欠いているのが現代の特徴である。最近の日本での親殺し・子殺しや無差別殺人の増加は、道徳的核の空洞化を象徴しているともいえよう。「いのちの大切さ」や「心の教育」が教師の口から強調されても、子どもたちはその言葉の背後に倫理的な支えとなる基盤が不十分なことを感じとっているのである。

そうした中で、とりわけ「道徳」の授業は大きな役割を期待されつつも、その授業の内容と方法については、いくつかの意欲的試みはあるものの、いまだ暗中模索の状態にあると言わざるをえない。「いかにして強制によって自由を育成するのか」というカントが言い残した教育の根本的課題は、いまでも強くわれわれに突きつけられている。そこで、私は、カントとその直前の啓蒙主義の時代におけるさまざまな論議や「義務の衝突」論、「カズイストリ」（決疑論）、「ディレンマ授業」、などをも参考にしつつ、倫理の統合的基盤の形成および道徳授業の活性化のための内容・方法の研究という両方向において、思索・検討を進めてきたのである。

また、平成18年度においては、私は、科研成果報告書の分担執筆ということもあり、「カント倫理学と特別支援教育の基礎概念」について、ひとまとまりの研究・考察を行なった。その中で感じられたことは、「障害=個性」論や「インクルージョン」の思想のあまりに短絡的な押し付けは、健常者にとっても障害者にとっても無理を生じるだけではないか、ということである。とくに、敏感な若者は、タテマエとホンネとの二重人格的な学校生活を強いられる危険があり、それがむしろ、弱者への襲撃や暴力につながりかねないのではないか。

けっきょく、そういった問題には安易な一方的スローガンの連呼ではなく、時間をかけた粘り強い仕方で、平和へとつながる倫理的・教育的な視座と方法とを追求していく必要があるだろう。そのような中で、教育における規範や既成学説の「教え込み」主義とデューイなどに代表される児童生徒中心の自由な問題解決型学習との関係も、たんに「学力」育成上の方法論としての違いだけでなく、想像力や体育・芸術などをも巻き込んだ広い意味での人間教育における両輪として、たとえばローティエの教育理論に示されるような形を一例として、「グローバル・エシックス」などの議論をも取り入れつつ発展的に競合・連結していく道が模索されていくべきであろう。

環境システムに関する研究

平塚 彰（工学部）

平成20年度の「環境システムに関する研究」は、一昨年度および昨年度出版にこぎつけた『環境学原論』および『環境システム』の中身の再検討を行うとともに「モノからコトへのパラダイムについて－生命・経済・環境－」について、より一層その内容を深めることに努めた。具体的には、Homo Economics & Homo Environmentics についての検討である。今年度の研究成果の一部は、下記参考文献に示す刊行物¹⁾に展開しているので参照されたい。

本研究の概要を示すと以下のとおりである。

現在、環境分野においては“サステナビリティ（持続可能性）”を主要な柱に掲げ、さまざまな戦略的な研究が行われている。そのなかでも特に重要なものは、「環境」と「経済」の在り方であるといえよう。

本稿では、まず、（1）現代の地球環境問題（特に、地球温暖化）を例にとり、現在とられている処方箋（Homo Economics 的思考に基づく事例）を整理要約するとともにその限界について述べている。次に、（2）上記問題の解決にあたって重要となる「科学的アプローチ」と「地球環境政策」の双方を取り上げ、①政策判断としての予防原則の適用、②環境と「環世界」、③人文学の復興、④ガイア仮説、⑤アニミズム的思考の復権、等の視点の重要性を述べるとともに、これらを人間の直観力によって統合して再解釈（分析・理論化）する新しい学問分野「環境の人文学」（Homo Environmentics 的思考に基づく事例の創造）への期待について述べている。そして最後に、（3）Homo Environmentics 的思考との関連で、そのベースとして期待される「複雑系の思想」および「仏教的世界観」を整理し、地球環境問題解決への重要な鍵となる人類の「行動規範と様式」の在り方について述べている。

参考文献

- 1) A.Hiratsuka: Eastern Cosmology Relieves Global Environment and Saves Humankind from Destruction - from Home Economics to Homo Environmentics -, Crossroads (The Science Web Journal), Vol.4, Issue 6 (Jun, 2008)

環境放射線と地球環境

福田 和悟 (人間環境学部)

環境放射線としての太陽紫外線、医療機関でのX線やコバルト60の γ 線、原子炉からの中性子(中性子+ γ 線)照射量などを評価するために、熱蛍光現象をもちいたTLD(熱蛍光線量計)特性の研究および開発を引き続き行っている。母体結晶中に微量に加えられた不純物が発光中心となって、熱蛍光が観測されることを利用したものが放射線線量計(TLD)である。筆者の研究対象として取り扱っているTLDが対象とする線質によって、母体結晶および添加する不純物を変えている。紫外線照射、原子炉における熱中性子照射においては、 CaF_2 を母体とする単結晶、焼結体をTLDとして用いてきた。この使用するTLDの感度を上げるために、母体に添加する不純物原子の種類だけでなく2種類、あるいは3種類の不純物を添加して、TLDの特性を調べてきた。前回の中間報告において報告した第15回固体線量計に関する国際会議(15th International Conference on Solid State Dosimetry)のProceedingがProceeding of the 15th Solid State Dosimetry Conference(SSD15)としてRadiation Measurements Vol. 43 Nos. 2-6, (2008)が刊行され、筆者は、「Thermoluminescence in calciumfluoride doped with terbium and gadolinium」において、紫外線(UV)とX線照射に対する $\text{CaF}_2\cdot\text{Tb,Gd}$ 焼結体のTL特性を説明し、TLDとして有効であることを述べている。また、平成18年度近畿大学原子炉等利用共同研究経過報告書の「宇宙線によるカルシウム化合物の熱蛍光特性の研究」において、 $\text{CaF}_2\cdot\text{Tb,Sm,Gd}$ 焼結体のTL特性として、熱中性子に感度を有し、ビスマスのブロックで熱中性子の γ 線を遮蔽した場合でもTL感度を有することを明らかにした(中性子照射単独に対しても感度を持つ)。単結晶試料も作成し熱蛍光特性を調べているが、 $\text{CaF}_2\cdot\text{Tm,Tb}$ 単結晶は熱中性子およびコバルト60の γ 線、紫外線に対して感度を有しないが、X線に対しては十分に感度を有することを述べている。平成19年度近畿大学原子炉等利用共同研究経過報告書では、十分な結果が得られなかったことと考慮すべきことを纏めて、報告した。そして、平成20年度も共同研究申請が採択されたので、これらを踏まえて、 $\text{CaF}_2\cdot\text{Pr,Mn}$ 単結晶を用いて測定を行い、微弱ではあるが測定できることが分かった。本年度の共同研究での残りの測定において感度を上げるための工夫をしたいと考えている。また、紫外線、X線の測定結果については、応用物理学会の春、秋の学術講演会において報告しており、11月~12月の北陸・信越支部大会においても報告し、他の研究者の意見なども聞く予定である。線質の違いに応じたTLD素子としての特徴がかなり得られてきたので、これらを整理することによって更に改良を進めることが可能と考えられる。

平和教育における民族問題

マンフレッド・リングホーファー（人間環境学部）

19年度には、10数年前からブータン難民が暮らしているネパールの内戦が終わり、政治的安定がほぼ戻ったため、4年ぶりにネパールを訪れることができた。

先ず難民教育担当のカリタス代表、ワーキー神父さんから頂いた資料を見たとき、驚いたことは、高学年(中3、高1の2年間、キャンプで一番レベル高い学年)の生徒数において、女子のほうが男子より多かったということである。過去の統計を見ると、女子の数は、高学年になるほど、男子数より減少する傾向が示されていた。

翌日、一番大きなキャンプ、「ベルダンギ2」の学校へ行くと、女子生徒が多く、しかも女性の校長先生が迎えてくれた。彼女は、筆者が代表となっているブータン難民支援団体アラ・ジャパンの奨学生であった、と聞かされた。高校2、3年の2年間、奨学金を受けて、インドのミッションスクールで学んだ後に、難民キャンプに戻り、7キャンプ中で、はじめての女性校長になった。この校長は、女子生徒に対し、早く結婚するよりも熱心に勉強するように指導してきたという。それを実践するために、自分だけでなく、女性相談員を配置したことによって、他の学校においても、同様の指導が行き渡るようになった。キャンプでの女性地位がブータン国内より高いという傾向があることを、筆者は、ある論文においても指摘した。キャンプのいろいろな組織だけでなく、キャンプ代表にも女性が活躍するようになってきたといえる。

しかし、この学校及び同レベルの別のキャンプにある学校を訪問したとき、4、5年前と変わらず設備が貧弱で、特に物理と科学教育には支障が大きい実情が目についた。その背景には、国連側（UNHCR）の政策方針が存在していると考えてよいと思う。なぜかというところ、今年の1月から国連が推薦してきた第3国への移住が実施され始めたからである。アメリカをはじめ、いくつかの国々が2年ほど前から国連の要請に答え、ブータン難民受け入れを決めてきた。しかしそのため、ブータン難民社会では、2年前から内部対立が深刻化し、将来ブータンに帰国できるか、難民キャンプで長く住んでもよいのか、それとも第3国へ移住すべきか、将来の道は未決定のままである。それによって、現在までにキャンプ内に暴力と爆発事件が多発し、死者も出ている。筆者も、幾人かの難民に、特に高齢者から相談を受けたが、それも、移住すべきかどうか、またはその場合どこの国が一番よいのかという内容であった。

国連の依頼を受けたIOM（International Organization for Migration）という機関が、ブータン難民の移住の担当になって以来、キャンプ近くにあるUNHCRの敷地内に仮設事務所が昨年末に設置され、そこで難民の面接が始まっている。担当者の一人と話す機会を得たが、彼がブータン難民の歴史を全く知らなかったことに驚ろかされた反面、条件として、誰でも、家族単位、病人、英語が出来ない人などの受け入れも可能になっていると聞かされ、安心した。筆者の見解では、国連側がブータン難民の帰国のために充分努力して来なかったため、難民の家族が、現在大変難しい選択に立たされている。第3国での定住が今後どれほど進展を見せるのか、研究課題の一つとして見守っていきたい。

学校における平和教育 —平和学習の指導目標について—

森分 孝治

平和教育カリキュラム編成

学校における平和教育の重要性は広く認識され、社会や国語を中心とした教科、総合的学習、学校行事の各領域で、それを意識した指導がなされている。しかし、それらは単発的で一過性の平和学習となっているのではなからうか。平和教育の統合的なカリキュラムの構築が求められていると言えよう。

幼・小・中を中心とした平和教育カリキュラムの開発を自己の中心課題として取り組んできたのが、広島平和教育研究所である。研究所は1972年から広島県を中心とし全国の教師・研究者の参加を得て研究をすすめ、二次にわたって、次のような成果を発表してきた。

- 第一次 ・1975年 「平和教育カリキュラム・自主編成の手引き（試案）」
・1978年 「平和教育基準カリキュラム試案」
- 第二次 ・2000年 「平和教育カリキュラム・自主編成のてびき（理論編）改訂版」
・2003年 「平和教育カリキュラム（試案）」
「平和教育基準カリキュラム」（検討中・未発表）

第二次カリキュラムは、第一次から25年、この間の戦争と平和に関わる世界情勢の変動と、わが国の社会と教育の変化とを考慮して、改訂されたものである。

これらの「カリキュラム」は、社会科学・言語・自然科学・芸術・保健体育・教科外活動（総合学習）の6領域を設定し、それぞれの領域について、幼稚園、小学校低・中・高の三段階、中学校各学年ごとに内容を示し、その取り扱いを詳細に解説している。第一次の場合、内容に政治的な偏向がみられるなど今日からみれば問題もあるが、これらは、平和教育の一つの完成度の高い統合的なカリキュラムと評価できるものとなっている。

これらのカリキュラムの批判的検討を通して、平和教育カリキュラム編成の理論と実際的なあり方を探ってゆきたい。